

高 福 第 3966 号
令和 6 年 10 月 22 日

各高齢者施設
各介護保険事業所 } 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正について（通知）

日頃から介護保険制度の適正な運用に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護療養型医療施設が令和 5 年度末で廃止となったことに伴い、次のとおり、規則の一部改正が行われましたので、通知します。

1 改正内容

介護療養型医療施設の廃止に伴う引用字句の改正

<改正前>

「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」（平成 12 年厚生省告示第 125 号）

<改正後>

「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」（平成 12 年厚生省告示第 125 号）

2 改正した規則

- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 28 号）第 4 条
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 30 号）第 8 条第 2 項
- (3) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則（平成 25 年神奈川県規則第 31 号）第 8 条第 2 項
- (4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年神奈川県規則第 37 号）第 4 条第 2 項

3 公布日及び施行日

- (1) 公布日 令和6年10月4日
- (2) 施行日 令和6年10月4日

4 条例等の掲載場所

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 7. 条例・解釈通知等

→ 高齢福祉分野における規則の公布について (R6.10.4)

(<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=9&id=90868>)

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

高齢福祉課 保健・居住施設グループ

内線 4856